

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和5年3月9日（木）午前10時01分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久保史睦君	副委員長	山口仁美君
委員	野村和人君	委員	竹下智行君
委員	川窪幸治君	委員	阿多己清君
委員	前川原正人君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	藤田直仁君	議員	宮田竜二君
議員	有村隆志君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	小倉正実君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策室長	有村和浩君
子育て支援課長	宮田久志君	子育て支援課長補佐	村岡新一君
子育て支援課主幹	小橋朋彦君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹	山口由美君
新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理員	大浦好一郎君	子育て支援課子ども・子育てサブリーダー	松下孝史君
新型コロナウイルスワクチン接種対策課接種対策リーダー	大田秋美君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課接種対策リーダー	安田一騎君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会	平田優君
霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会	柳田幸代君
霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会	穂満めぐみ君
井手段有記君	

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第7号：霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

議案第8号：霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ
いて

陳情第1号：鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書

陳情第2号：新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された
霧島市として責任を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前10時01分」

○委員長（久保史睦君）

ただいまより文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、去る2月27日に本委員会に付託さ
れました、議案2件及び陳情2件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会
議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。陳情者入室のためここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時02分」

「再開 午前10時02分」

△ 陳情第2号 新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第2号、新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書について、審査に入ります。本日は、陳情者である井手段有記様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（井手段有記君）

このままでいいんですかね。陳情事項は、ワクチン接種後に、厚労省より発表された1,966件、霧島市においても、令和5年2月15日時点、霧島市民79.6%が接種しており、その中でワクチン接種による死亡又は後遺症の市民に対し、急速に救済処置をとっていただくことを、霧島市議会より要望を求める。陳情の理由経緯に関しては、週刊新潮より、国内でのワクチン接種後の死亡例は、2022年2月18日までに1,966件、ワクチンを2回接種後に5日後に死亡の事例あり。厚労省の人口動態統計より死亡数は増加し、戦後最多143万9,856人とあり、ワクチン接種により死亡、後遺症の市民への救済処置を議会にて話し合い、霧島市へ要望として求めます。何か話していいんですかね。

○委員長（久保史睦君）

御説明の部分があればそのままお話をさせていただければと思います。

○陳情者（井手段有記君）

このワクチンはもともと存在証明がありません。どの世界においても、WHOも推奨していますが、PCR検査もこれはキャリアマニスいうPCRをつくった方が、陽性が出て、これはイコールコロナではないとおっしゃっています。で、キャリアマニスは亡くなりました。根本的に、ちょっと飛んだ話なんですけど、もともと人口削減計画というのが世界であって、それを基に、そういうのを時系列を話さないつつじつまが合わないんですけど、大本はそれがあって、その中で、このワクチン接種というのは、まだ一つの人口削減を60億人から10億人に減らすという中のまだ一つの計画であるんですね。それは、ビルゲイツが大きいフォーラムで、公約というか、そういうので発言をしている動画も結構あります。今、このワクチンというのが本当に、特例承認で、普通はワクチンは5年から10年という期間を経て、ほかの人たちに一般市民の方たちに提供されるんですけど、新型コロナウイルスのワクチンは半年もたたずに、特例承認という形で、一般市民の方々に打ちなさいというふうになりました。それは、とても新型コロナウイルスが蔓延してるということで、早めたというふうには世間ではなってますけど、もともとの新型コロナウイルス自体がなくて、ウイルスがないのに、何でワクチンがつくれるかというのがまず一つあって、その新型コロナウイルスは、本当に、厚労省に問い合わせても、国立感染症研究所に問い合わせても、首相官邸に問い合わせても、世界のどの機関にもありません。その証明が。鹿児島県も47都道府県、日本も全て、行政開示をしたときにも新型コロナウイルスがあるというのを認めている県はどこもないです。それがあってもかかわらず、メディアで、新聞で、いろんところで、新型コロナウイルスがあるとして、それを恐怖として国民に植付け、ワクチンがあるからそれを打ちましょうと伝えています。で

もこの新型コロナのワクチンの中身を、国民の皆さんは本当に安全なのか調べてはいいません。食べ物に関しての添加物なんかはみんな調べるんですけど、ワクチンに関しては、お医者さんに聞いた人は多分ないと思います。ワクチンの中身は本当に安全なものなのか。そのワクチンが安全なのかどうなのかというのを、本当は、お医者さんがインフォームドコンセントで、一人一人に伝えるんですけど、それを伝えると、1人に対してA4サイズで14ページぐらい伝えないといけないんです。それをしてから、このワクチンは、結局、新型コロナウイルスに、ま、ないんですけど、それがあつたとしてやってるんで、新型コロナウイルスに効きます。だけどその分の副反応がありますということをお伝えしないといけないんです。でもそれも伝えずに、ただ打ってくださいというのを伝えて、接種券の中には、治験中というのを書いてあるんですけど、皆さん治験中という意味が多分御存じでないのか知らないけど、平気で自分の腕を出して、わけの分からん中身の知らないワクチンを体の中に入れて、今、後遺症だったり、もう去年からワクチンを打って、子どもさんも、5歳の方とか、小学生の野球少年とか、打つた4時間後に亡くなつてます。それは事実です。CBCというユーチューブですが、そこがちゃんとエビデンスは発表しています。もう2年ぐらいずっとやっています。まずメディアはこれを取り上げない。ワクチン後遺症の会も、去年の10月23日ぐらいに発足して、できましたけどそれもメディアは取り上げない。ファイザーから出てる論文も、このファイザーのワクチンを打つと、1,291種類の有害事象があるということをお発表したのにもかかわらず、それは裁判でもう負けてるんですけど、ニュルンベルク裁判で。それも日本のメディアは一切、放送しません。海外はもう、ワクチンも要らない、マスクもしないということをお言っています。日本だけです。何でこんだけ日本が多いかといつたら、海外のワクチンを全部日本が買い占めてるから、政府が。そういう契約になつていて、日本はワクチンの在庫処分です。もともと新型コロナウイルスがあつたとしてのお話ですが、ワクチンを2回打てば終息すると河野太郎は言いました。だけど、今何回目ですか。もう4回、5回、6回、じゃあ7回、8回、9回、どこまですれば終息をするのかというのが、日本人をなくすまでするつもりだと思つています。厚労省も、河野太郎も変わりました。最初は全部、彼が責任をとると言つたにもかかわらず、一切責任は負いません。私は運び屋だと言つています。週刊新潮のほうにも多分書いてあつたのかな。そういう感じで、厚労省の方にも電話をしても、一切責任はとりません。私は、厚労省にも電話して、ワクチンを打たれて、後遺症があつて、その方たちが生活が困難である。その方たちはどうすればいいんですかとお伺いしたら、地方自治体に任せてるので、そちらにお電話をしてくださいと言われました。地方自治体のこちらのほうに、霧島市のほうにお電話させていただいて、もう結構何回も、直接、ワクチンを推奨されてるところの人と、何度も1年以上もお話をさせさせていただいてますけれども、責任はとらないと言いました。ワクチンを打たれてる人に関して。それは個人の判断なので、責任を取らないと。国が言ってるから、厚労省が言ってるから、霧島市は推奨してるだけですと。すごく無責任なことであつて、本当にそういう人たちが、今からどんどん増えます。大阪の南出市長だったり、名古屋のほうだったり、もうそこは救済処置も、満額では多分ないでしょうけど、救済用の窓口もあります。相談窓口も設置されております。霧島市の推進課の方も、命が大事というのはおっしゃってました。じゃ、命が大事だったら、このワクチンは本当に大丈夫なのか、大丈夫でないのか。厚労省にお電話していただきたいと1年間ずっと伝えましたが、1年間の中に1回も電話をされておられません。本当に命が大事だったら、そこを確認していただきたいのは事実であります。本当に今こういう話をさせてもらつてる間に子どもの命が本当になくなるんです。一刻も早く、早急に、子どもの命を守らないといけないので、こういう形で陳情させていただきました。

○委員長（久保史睦君）

説明についてはよろしいでしょうか〔「はい」という声あり〕。それではただいま、陳情者の方の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

基本的なところで質問をさせていただきますけど、このコロナで、私も接種はしているんですけ

ども、この理由は今ここに書かれているところなんですが、自分の周りでそういう後遺症があったりとか、死亡された方が身近な存在として、いるのか、いないのか、その辺を教えていただきたいです。

○陳情者（井手段有記君）

直接、私の知ってるところでは、後遺症等、亡くなられた方はそんなにいらっしやらないんですけど、私の父の知り合いだったり、そういうところで、今まで元気だったんですけど、ワクチンを打って、それで亡くなられた方もいらっしやいます。

○陳情者（井手段有記君）

答え方が悪かったですかね。

○委員長（久保史睦君）

いやいやそうではなくて。全然。そしたらまた関連があるときは、また後ほど挙手していただい
てお答えいただくという形でよろしいでしょうか。

○委員（前川原正人君）

陳情第2号の中で、この霧島市としての責任を求めるというふうに明記してあるわけですが、これは、大体、損害賠償請求事項というのは、実際の話、予防接種法で定められているわけですよ。我々は、あくまでも法律で行政は運営されておりますので、法律で検証をし、法律がどうなっているかということですか、角度としては見れないんですが、そういうのがあります。なので、ここの霧島市としての責任を求めるということが、予防接種法で定められた救済とは別に、ちゃんと責任を霧島市として、ちゃんと検証してくれよという、そういう意味合いで理解をしてよろしいですか。

○陳情者（井手段有記君）

はい、そうおっしゃったとおりで、予防法というのは、正直あんまり知らないところでありますけれども、霧島市が推奨されたので、もちろん個人的な判断ではあります。だけれども、皆さんは、霧島市民の方々は、霧島市を信用して打ったわけですよ。それに対して、後遺症が発生しました。死亡者も実際おられます。ワクチンを打ってですね。それから、もう本当、ワクチンを打たれた人は、子どもさんも半身不随とか、歩行困難とか、舌が真っ白になって、ぶつぶつができたりとか、もうすごいんですよ。だから、そこの部分で、打たれた方というのは、霧島市を一応信用して打ったので、そこの救済処置というのは霧島市の独自で、また国とは別にしていきたいということ
です。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、先ほどおっしゃったことで、ワクチンの安全性がよく分かっていないのに、打たれていますよねというような、そういう意味合いのことをおっしゃったんですけど、そこも、ワクチンの安全性をちゃんと担保してくれよと、そういう捉え方でよろしいわけですか。

○陳情者（井手段有記君）

そうですね。はい。担保も全て含めてですね。本当に、国が言ったから、厚労省が言ったから安全というのは、安全なんでしょうけど、本当にそれは安全なのかという、再確認じゃないんですけど、今現状としては、確かにワクチンで亡くなられてるんですけども、その因果関係は厚労省は今のところは認めておりません。だけれども、元気だった方が、ワクチンを打った次の日に亡くなるということは、ごく一般の人が考えても、それが原因ではないかという感じではあるんですよ。そこを、独自のと言ってもどういふので調べるのか分からないんですけど、結局、ワクチンが原因で調子が悪くなりましたというのを、ほかの人たちにも、逆に言えば、ワクチンを打たれたロットが、ナンバーも全部病院のほうで多分記載してあるので、その人たちに、逆に言えば霧島市からも体調はどうですかという方法でもいいと思うんです。

○委員（川窪幸治君）

先ほどの質問に関連があるかどうか分かりませんが、ここのほうに今回陳情を出されて、添付されているのが週刊誌の情報ということになってるんですけども、ほかの今、説明を追加で今し

ていただいたところなんですけど、その情報的なものの情報先とか、情報収集というのはどのような形でされているんですか。

○陳情者（井手段有記君）

情報収集は、基本的にはツイッターだったり、そういう世間一般的に言う陰謀論。そういうところで情報は収集してますけれども、それが全て正解なのか間違いなのかも疑っているの、いろんなそういうコミュニティがあったり、いろんな人たち等を介して、これは正しい情報じゃないんだけど、まだ信憑性がある、そうではないというのも一応話しながら、この週刊新潮さんが一応出されたんですけど、この1年以上前に、もうワクチンは危ないというのをずっとお伝えはほかの方にもしてはいたんですけど、やはりメディアが言わない、週刊新潮も言わないとか、そういうのも新聞も誰もそういうことは言われないうつというのですごく毛嫌いされてたんですけど、今、実際こういう形で、ワクチンを打たれた方が後遺症というののもあって、1番決定的というか、不思議なことは、厚労省の人口動態統計で発表されているのが、去年でしたかね、亡くなられた数が戦後最多とあったんですよ。それはもう誰でも見れることであって、戦争が起きてないのに、何で戦後最多なのというのが、まずやはり不思議でですね。だから、ワクチンを打った人が亡くなっている数がすごくいっぱいいらっちゃって、もうちょっと話をすると、結局コロナで亡くなったと病院が書くと、病院にお金が入るんです。コロナで亡くなりましたと。診断書に。そしたら、病院側にお金が、何十万も入るんです。ワクチンを打ったお医者さんも、1本打てば1万円とか、金額があって、コロナ病床も、コロナ病床はあるんですけど、コロナ病床のベッドが、お客さんというか患者さんはいなくても、ベッドがあるだけで、1日10万円入ります。そういうのもあって、全部利権絡みであるんですけど、何でしょうかね。そういうのも全部本当ひっくるめて、取りあえずというか、ワクチンは、ただ本当そういうきっかけなんですけど、ワクチンで亡くなっているその人数が取りあえず増えているので、そこを不思議に思ってくださいというか、逆に、戦争じゃないのにこれだけ亡くなっているんだしたら、何が原因かを教えていただきたいです。

○委員（川窪幸治君）

今言われていることは、はい、理解はできる場所ではあります。ただやはり国が主導権持って行ったことであって、因果関係がやはりはっきりしていない。また今言われた通り、やはり情報収集でやはりネットとかそういうところから入って、あと、またその中で同じような思いの方たちと確認をしながら情報を持ってきていると。なかなかそこも多分難しいところなのかなと思うんですけど、あと、さっき前川原委員からも出たんですけど、予防接種法というところで、国が、今の予防接種の健康被害救済制度というのが国のほうであるというのは御存じですか。

○陳情者（井手段有記君）

そこは知らなかったですね。その予防のやつがどれくらいの範囲でカバーされるのかがわかっていないので、教えていただければありがたいです。それってワクチンに対して——何かそういう症状とか、体の困難とかそういうのに対して、全部補償してもらえる感じのやつですもんね。

○委員長（久保史睦君）

それでは、発言される時には必ず挙手をして、議事録をしっかりと残していきたいと思いますので、またよろしくをお願いします。ほかにありませんか。

○委員（竹下智行君）

確認なんですけども、新型コロナウイルスはないというふうに井手段さんは思ってたらしいということでもよかったですでしょうか。

○陳情者（井手段有記君）

はい、そうです。

○委員（竹下智行君）

今のコロナウイルスの症状という、例えばのどがいがいがしたりとか、発熱があったりとか、そういういろんな症状がありますけれども、そういう症状に対して、井手段さんのほうは、どうい

うふうな病気というか、どういうふうな理解をされておられますか。

○陳情者（井手段有記君）

発熱とかは確かにあるので、それは風邪だと認識しております。感染者数も増えて、すごく怖い新型コロナウイルスであれば、このマスクでは予防もできないというふうに厚労省もおっしゃったので、意味がないということです。新型コロナウイルスの症状とかに関しては、本当にただの普通の風邪です。

○副委員長（山口仁美君）

1点確認をさせていただきたいんですけども、このタイトルのところで、ワクチンの接種後、死亡、後遺症の市民へというふうに書いてあります。ですので実際にどのぐらいの人数が、この死亡であったり後遺症であったりというふうになっているというふうにお考えなのか。想定の人数で結構ですので、教えていただいてもいいですか。

○陳情者（井手段有記君）

想定としては、ワクチンを打たれた方が、霧島市でも大体8割なので、ほぼ8割の方が、後遺症、死亡になると考えております。それは、今年の5月以降にいろいろ出てくると思います。

○副委員長（山口仁美君）

もう1点確認なんですけれども、全国での死亡数の増加について記載がありますが、昨年の死亡数の増加に関しては、老衰の方が非常に多かったというふうにもデータが出ております。これは高齢者が今非常に多いので、高齢者の方々がそのまま寿命を迎えてお亡くなりになったというケースも含めて多いというようなことだと思うんですけども、この御心配なさっている死亡数の増加と、ワクチンの接種の関係性はどのように見ていらっしゃいますか。

○陳情者（井手段有記君）

確かに老衰ということも考えられるので、全てがワクチンに関してということは、断言はできないわけなんですけれども、ワクチンを打って、こんだけいろいろ。何と言えいいんですかね。老衰は老衰で普通の死に方なんですけど、やはりそのワクチンを打ってというのが、エビデンスがしっかりあるところもあるので、どうやってもそういう考えになってしまうんですけども、ワクチンを接種されて亡くなった人がすごく多いというので考えておりますね。

○委員（阿多己清君）

先ほどから、このワクチン接種が不要という思いであられるので、どうかと思うんですけども、今このワクチン接種というのは国の施策でやっているし、そのワクチンが確かなものか安全なものかというところは、地方自治体ではもう分からない分野だと思いますけれども、しっかりした国の研究機関等でチェックされて、国が認めたワクチン接種であるんですけども、その接種を、霧島市は国の指示等やら、そういういろいろ運営基準等もあって、それに基づいて、しっかりしたワクチンを市民に接種をしているところなんですけれども、にもかかわらず、やはり霧島市に責任があるよというところは、どうなんですか。やはりそこは霧島市の責任だよというところなんですか。

○陳情者（井手段有記君）

根本的な話になってしまうんですけど、国が認めた、国がオーケーを出したら全てが安全というか、それは私はないと思います。実際、感染者数の数値も厚労省の発表では、カウントをしなくてもいいところをカウントしていたりとか、そのカウントが間違っていたと、全国でも去年ですかね、発表されたので、やはりそういうところで間違いというのはあると思ってます。だから完全に安全というか、何度も言いますが、その国が言ったから、全部オーケーというか安全というのではないので、もちろんこれ本当に最終的には個人の判断で打たれたので、そこを言われると、子どもさんがとても不憫に思うんですよね。子どもさんは打ちたくないのに、親が打ちなさいと言って打ちました。でもこれは、そのあとの子どもの成長は、とてもかわいそうなものであって、中身を言っているのかわかんないですけど、本当にワクチンというのが、今までにないものが体の中に入って

しまうので、それを出すにはすごく時間がかかる。だから中に入れないでほしいっていうので、ワクチンも調べていただきたい。国が言ったから、全部正解というものでも私はないと思っています。

○副委員長（山口仁美君）

救済措置をとっていただくことを要望してくださいという内容だと思いますが、この救済措置というのを、どのような内容で救済措置として考えていらっしゃるのか。例えば、病院を受診する費用を出してほしいとかいうことなのか、若しくは何か違う形なのか、どんな内容を救済措置として、要望をしてほしいというふうに思っているのかお聞きしていいですか。

○陳情者（井手段有記君）

私が考える基本的なのは、ワクチンを打たれて、後遺症で共働きの夫婦がいらっちゃって、旦那さんが半身不随になりました。仕事が困難になりました。奥さんが働いているわけなんですけれども、要介護になる、介護というか、みないといけないわけであって、そのときは旦那さんの給料も減るわけで、奥様も給料も減るわけであって、その生活の基本となるものを、その一つとして考えてもらえたらありがたいです。

○委員（阿多己清君）

先ほど来、いろいろ井手段さんのそういう周囲で御存じの被害が出ているという御家族等をお思いで、いろいろ御発言をされているんだろうなと思うんですけど、その方々は、国に対して先ほど来いろいろ予防法の法律に基づいて、国が救済措置をできる環境にはあるんです。そういうところまで至ってないという認識でよろしいですか。また、国のほうにはそういう救済措置を求めているのではないと。そういう理解でよろしいですか。

○陳情者（井手段有記君）

そうですね。多分、予防法は存じてないと思うし、救済をしようという考えではないんです。被害に遭われた人っていうか、亡くなった方も。はい、それは現状であります。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、以上で、陳情第2号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩をいたします。

「休 憩 午前10時37分」

「再 開 午前10時40分」

△ 陳情第2号 新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第2号、新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書について審査をします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

陳情第2号、新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書につきまして、本市の対応について説明いたします。新型コロナワクチン接種は、国の指示のもと県の協力により、市において接種を実施しています。接種を実施するにあたっては、新型コロナ感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であるとして、国が主導的役割を担っています。このワクチンの接種を含め、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じ、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種健康被害救済制度による医療費等の給付が行われます。新型コロナワクチン

接種は、予防接種法に基づいて全国一律のルールの下に進められていることから、救済についても国の枠組みの中で対応することが適当であると考えており、本市では独自の救済制度は設けておりません。よって、ワクチン接種による健康被害の救済については、国の救済制度により支給が行われるものと考えています。以上で、説明を終わりますが、救済制度の詳細につきまして、担当課長が説明いたします。

- 保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

それでは、予防接種後の健康被害救済制度の概要を説明いたします。新型コロナワクチン接種は、予防接種法第6条第3項の予防接種とみなして同法の規定を適用し、実施されているものです。このことから、同法第15条の規定に基づき、市は新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた方について、救済を行うこととされています。予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、病気になったり障がいが残ったりすることなどの健康被害が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法に基づく医療費や障害年金等の給付などの救済が受けられます。認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審査会で因果関係を判断する審査が行われます。給付の流れにつきましては、請求者がまず市へ申請し、県を經由して国へ進達します。その後、国から審査結果が届き、認定された場合は請求者へ給付が行われます。なお、本市においては、これまで15件の請求があり、14件を進達済で、1件が認定されています。13件については、国から審査結果が届いていない状況です。残りの1件は、これから進達する予定です。また、本市におけるワクチン接種による死亡や後遺症の件数は、この15件以外には把握しておりません [13 ページに訂正発言あり]。参考のため、国が作成している予防接種後の健康被害救済制度についてのリーフレットをお配りしています。以上で、説明を終わります。

- 委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

- 委員（竹下智行君）

15件の請求があったという説明でしたけれども、この中で、亡くなられた方の件数というのがわかりますか。

- 保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

この15件の中で、亡くなられてからの申請というのはございません。

- 委員（竹下智行君）

亡くなった方は、いらっしゃらないという理解でよろしいですか。

- 保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

この健康被害で死亡しての申請というのはございません。

- 副委員長（山口仁美君）

今の関連でもあるんですけども、陳情書の方から救済措置を考えるに当たって、働けなくなった場合の生活保障等も考えてほしいと。こちらは国のとか、そういうことではなくて、そういったことも考えてほしいというような御意見があったわけなんですけれども、この今、15件のうち死亡はないということだったんですけども、生活保障が必要になるほどの重篤な症状が見られるような後遺症というのがこの中に含まれますか。

- 委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時47分」

「再開 午前10時50分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

先ほどの御質問につきましては、あくまでも市としてはその申請内容がどうであるか、適切であるかという判断を行うものではありませんので、申請内容につきましては、そういう副反応等本人が言われるにはワクチン接種によって、例えばですけど仕事ができなくなったということで、そうなりますと、給料等の収入がなくなって生活に困窮されてるといような申請内容としてはあります。

○副委員長（山口仁美君）

もう1点確認なんですけれども、国のほうの予防接種後の健康被害救済制度というのは最終的には国のほうで認定をしていくものにはなってくるんですけれども、流れを少し御紹介いただいてよろしいでしょうか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

お配りしておりますパンフレットの裏面のほうになります。ここに給付の流れというのが書いてございます。まず、請求者のほうが市に申請いただきまして、あと市のほうでは健康被害調査会というのを開きます。その中で該当の有無ではなくて、その内容についてというのではなくて、ほかに病院にかかっていっしやれば、ほかの病院の診断とか、そういったものの内容とかそういったもので不足するものはないかというそういったものを確認しているところです。それが終わりますと、市のほうから、県に進達いたします。県は国へというような形で、国で審査会が開かれまして、決定されれば、県におりてきて、県から市へおりてきます。市のほうは、国の認定に基づきまして、該当する方であれば、支給をするということになります。

○副委員長（山口仁美君）

ということは、先ほどの答弁とあわせまして、申請する時点ではこれが認定されるかどうかというのは市のほうでは確認がとれる状態ではなく、国のほうに、書類をそろえて提出してそれが認定されるかどうかというの分かった時点で後遺症であったりとか、死亡であったりとか、ワクチンと因果関係があるかどうかということが分かるというような理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

最終的には国のほうで審査しますので、その時点で分かるということになります。

○委員（野村和人君）

担当課のほうの立ち位置として確認をさせていただきたいと思います。このワクチン接種に対して、今まで、強要してきたのか、推奨してきたのか、自由なのか。どういうスタンスの中で、事業を行ってらっしゃるのか確認をさせてください。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

ワクチン接種につきましては、全国的かつ急速な蔓延ということで国民の生命、健康に重大な影響を与える恐れがあるということで、国のほうで予防接種が進められるよう、国のほうで指示して、指示に基づき、市町村のほうで接種を行ってきたわけなんですけれども、その接種に当たっては、例えば健康上の理由がある方とか、そういった方に対して、無理やりといいますか、そういった強制するようなことがないような形で、接種を希望される方はお早めに接種してくださいとか、そういった形をお願いしてきたところでございます。

○委員（野村和人君）

それでは、お願いという感覚でいるということですのでよろしいですかね。今こちらの陳情のほうでは、推奨された霧島市として責任をとるというような言葉になってるんですけども、この推奨された霧島市は [同ページに訂正発言あり]、認めるということですのでよろしいですか。

○委員長（久保史睦君）

1回しばらく休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前10時57分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。野村委員より発言の訂正の申出がございましたので、発言を許可いたします。

○委員（野村和人君）

先ほど、文言を間違えておりました。ワクチンを推奨してきた霧島市と発言してしまいました。推進された霧島市としての文言の確認でございます。お願いします。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

国の指示に基づき行っているわけですが、この実施につきましては、国のほうで手引きというのを示しておりまして、その中では、市町村の主な役割ということで、接種に関しては、住民への接種勧奨というような形でされております。あとは情報提供とか相談受付とかそういった形になりますので、こちらのほうとしては、接種の勧奨ということで受け取っております。

○委員（野村和人君）

あと、接種時に、それぞれのワクチンに対しての説明というか、承諾をとったりとか、そういったことがあったりするのかなと思うんですけども、その辺についての御説明と、子どもたちについて、親が署名したりとかいうふうになってくると思うんですけども、その辺の接種時の説明等があるのか確認をお願いします。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

まず、ワクチンにつきましては、接種券と一緒にどういったワクチンであるという説明書きと一緒に同封されてまいります。そのあと、接種に当たっては、医者による問診が行われます。それによってそれで接種が可能となった方に接種するということになります。それから、小児というか、お子様については15歳以下については、親の同意が必要になりますので、そういったところで判断して、接種のほう行っていたらいいところですよ。

○委員（野村和人君）

次に、先ほど15名の請求があったということであつたんですけども、陳情者の方は、窓口をあまり存じてらっしゃらないようにも感じたんですけども、そういった相談窓口的などが開催されて、受け付けできるような状況になっているのか。どういった形でこの15名の方は受け付けられたのか。窓口について教えてください。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

市の窓口への相談ということで、その結果こちらの予防接種の健康被害という、そういう制度があるという形で申請のほうを受けたところです。またこの制度につきましては、接種券を送った際にも、その中にもこういった制度がありますよというようなのは紹介してるところでございます。

○委員（野村和人君）

確認で。常時、対策課のほうでの窓口になっているということですのでよろしいですか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村

和浩君)

そういったことになります。コロナつきましては、我々の課というのは、ワクチンの接種に関しての課ということになりますので、その接種に関連するものについては、ワクチン接種対策課のほうでしておりますが、コロナの感染防止とかそういったものについては、健康増進課であったり、そういった課が担っているところであります。

○委員（前川原正人君）

先ほど、特任次長のほうの口述の中で、これまで14件を進達済みですと。後々そういう答えが返ってくるであろうということでおっしゃったんですが、大体この進達をして、要はその返事が返ってくるまで、内容の要件にもよるんですけど、どれぐらいのスパンの時間がかかるものなんですか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

期間的には、なかなか国のほうで審査していただいているので分かりませんが、今、15件のうちの1件については、結果が出てますということで申し上げたんですが、これについては、アナフィラキシーのそういった即時性のもので、明らかなワクチンとの関連性があるということで、それについては審査も早かったわけなんですけど、当然、そのあと、予防接種の健康調査被害の委員会を令和3年12月に開催した分があるんですけど、これについてもまだ結果が来てないところを見ますと、もう1年以上たってるという時期で、時期的なものはなかなか分からないところでございます。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるように、早いものについては2か月、遅いものについては、大体10か月ぐらいかかるであろう、それ以上かかるであろうということがネット配信なんかでも出ているわけですけど、要は例えばコロナになりました。よく言われる、基礎疾患のある方は、コロナワクチンを推進をされたという経緯があるわけですけど、それはもう、厚労省のほうの通知で、各市町村にそういう指示があれば、それはもう従わざるを得ないというような理解をしているつもりです。ただ、健康被害とか後遺症が出たときに、いわゆる申請は本人がすることになりますけど、そういうことが発生をしたときの把握という点では、本人からの申請が最終的ですけど、例えば病院やケースワーカー等が、こういう状況なので申請をしてくださいますとかいう、そういうケースもあり得るといって理解でよろしいですか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

接種された方が体調がすぐれなくて、病院に相談されて、病院のほうから御連絡いただく場合もでございます。そういった場合にはこちらのほうで連絡とってというような形でとっております。こちらだけの窓口ではなくて、病院での窓口での相談、そういった情報等入れてということになっております。

○委員（前川原正人君）

やはりいろんな週刊誌だったりとか、テレビ報道だったりとか、様々、その情報が我々の耳にも入ってくるんですけど、よく言われるのは、例えば人間、心臓がとまれば心不全なわけですよ。心臓がとまって心不全という急性心不全でしたと言え、その書き方が、診断書の書き方がもうそうだとすると、コロナウイルスのワクチン接種によるという、その文言がない限り心不全で片づけられていくという、そういう側面もあると思うんです。だからそこは、行政がどうこうじゃなくて、医者の書き方だったりとか、診断書の書き方だったりとか、そういうのもあるんでしょうけれども、だから、この陳情者がおっしゃるのは、救済をとにかくやってくれよと。ただし、私のほうでも、話をしたんですけど、予防接種法でこういうふうになってますよということも、言わしていただいたら、そういう制度もそうなんですか、みたいな感じでおっしゃったので、ある意味びっくりしたんですけど、要はワクチン接種による死亡例、救済ということで特化していけば、意味は大体分か

るのかなという気がするんですけど、最終的には、市町村としては、感染症法による接種ですので、今度はその救済ですので、やはりその部分については、なかなか言及できない。市としてどうってことはできないという、言えないという、そういう理解にしかならないのかなという気がするんですが、その辺についてはどうなんですか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

ただいま質問がありました前川原委員の言われるのは、死因についてということによろしかったでしょうか。分かりました。やはりおっしゃるとおり、コロナウイルスワクチン接種によるものなのか、あるいは例で言われましたけれども心不全があった場合に心不全によるものなのかというのは難しい点だと思います。そういうこともあって、国の救済制度がとられているところであります、やはり先ほど認定がなかなか遅いということもありましたけれども、それについても、因果関係というのを判断するのがとても難しい状況であると思っております。そのために、国においても、その結果を出すまでに時間等がかかっているということであると思えますし、それを市においてどう判断できるかとなりますと、なかなかそれはおっしゃるとおり、国においてそこまで難しい審査を経なければ結果が出ないような状況であるのに対して、ましてそれらを担うことができるかとなりますと、なかなか市としても、なかなかというか本当に難しく、そこまではとてもじゃないけど担えない状況であると考えておりますし、また、法においては、予防接種法の中でも、救済制度ということで、国において健康被害の救済措置として、国において、厚生労働大臣が認定したときという、審査等を経た上でそういうふうに定められておりますので、やはりその判断というものは、国においてしていただくべきであるというふうに考えております。

○委員（川窪幸治君）

先ほど陳情者の方のお話を聞いたんですけど、窓口に行かれたときに、厚生労働省とかに、そのコロナに対しての確認の電話をしてほしいというような要望されたというようなことを言われたんですけども、窓口に来られたことがありますか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

陳情者につきましては、令和4年1月頃からこれまで10回程度、ワクチン接種の反対、マスク着脱で来庁されています。

○委員（川窪幸治君）

そのときに、今私が言ったような要望というか、何か確認をしてくれというようなことはお願いされましたか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

厚生労働省のほうに、新型コロナウイルスの存在証明があるのかを確認するよう何度も言われています。

○委員（川窪幸治君）

そのときの回答が、分かればお知らせください。厚生労働省のほうで。確認されたんですね。[「していない」と言う声あり] していないんですね。そして、何でされなかったんですか。その時に。

○保健福祉部長（小倉正実君）

その時に陳情者の方がおっしゃられたのは、コロナウイルス自体は、この世に存在しないんだということを主張されていらっちゃって、それに対しては、市のほうとしても、コロナウイルス自体は存在するというのは、明確であるというふうに判断しましたので、あえてそれを厚生労働省のほうに問い合わせることはしなかったということでございます。

○委員（川窪幸治君）

何が言いたかったかという、そのときにお電話をして、確認をして、それを本人が10回来られるので、このときに説明をします。今、ここにもあるんですけど、救済制度のほうもあるというのも、本人の陳情者にお知らせをされれば、今回このようなことにもなってなかったんじゃないかなと私のほうが今思ったもんですから聴かせていただいたところでした。そこ辺はどのようにお考

えですか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

来庁された際に救済制度について説明したことはないです [22ページに補足説明あり]。

○副委員長（山口仁美君）

すいません、先ほど確認した部分について、修正をしたほうがいいのかなどというところがありまして、課長口述のほうで下から4行目、5行目ですかね。また本市におけるワクチン接種による死亡や後遺症の件数はこの15件以外に把握しておりませんという、文言になってるわけなんですけれども、先ほどのやりとりの中でまだその15件については、1件を除き、後遺症かどうかという認定もされていない状況なのでここは疑いがある申請がある件数が15件というふうな、正確な言葉のほうが良いのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

御指摘ありがとうございます。今、委員のおっしゃるとおり、確かに死亡や後遺症の件数ということでは、まだ確定はしておりませんので、申請があった申請を出した件数として15件というふうに、文言の訂正をしていただければと思います。ありがとうございます。

○委員（竹下智行君）

先ほどの陳情者の方もそうなんですけど、最近コロナワクチンに対する副作用に関して、危惧する声というのはやっぱり多いように思います。相談窓口のほうも、今の新型コロナウイルスワクチン接種対策課のほうに相談される方もいらっしゃるでしょうし、健康増進課だったり、保健師だったりに相談する方もいらっしゃると思います。いろいろマスコミとか、いろいろ、コロナに関しての情報が氾濫してるような状況もありますので、相談窓口に来られた方々の、こういう相談があったというのを集約して、それに対して市としてはどうこたえていくかとかっていうふうな、共有するような場というのは、市のほうではあるんでしょうか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

副反応で相談があった方については、書類を整理して、課内では共有はしております。

○委員（竹下智行君）

それは例えば保健師だったりとか、いろいろ相談窓口がありますよね。そういったのがどっかで集まってくるという理解でよろしいですか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監兼新型コロナウイルスワクチン接種対策課長（有村和浩君）

実際それぞれの課で受け入れる部分があるかと思いますが、内容によって、それぞれの課で対応ということで、それぞれの課のほうに、引き継ぐという形を今のところ取ってるということになります。

○委員（野村和人君）

先ほどの相談窓口の件についてお聴きします。接種後にその場でアナフィラキシーショックの現象が起きた場合とか、そういった場合は、その場での相談、対応ということになったりするのかなというふうに思いますが、その辺が現実的にあったことがあるのか。また、接種の副反応については、因果関係がなくても、不明であっても、取りあえず受け付けるというようなことになっているかと思いますが、そういうような相談窓口であるのか、確認をさせてください。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課接種対策グループサブリーダー（大田秋美君）

まずアナフィラキシーにつきましては、こちらで把握しているのは、申請があった1件。これはもう病院のほうでの接種でしたので、その場で対応もできて、すぐに入院の措置にもなって、無事にも元気に回復されていらっしゃるケースは把握しております。それ以外につきましては、医療機関のほうから、もしかしたら国のほうの副反応の疑いを報告する機構というところがございますので、そちらに医療機関から、もし直接行っていれば、行っているケースもあるかもしれませんが、そちらのほうは、また県を通じて市にも報告はあるんですけれども、その申請があった1件以外に

は、こちらではそういう国からこういう医療機関から連絡がありましたというケースの報告を受けておりません。それと、窓口としましては、そういう直接ワクチンの反応からによるものかどうか分からないものでもワクチン接種の後に体調不良でということで、もし医療機関にそういったことで、そうじゃないとか、あるいはそういう体調不良が続いて医療機関にかかっているという場合には、申請自体はそれを受け付けませんということはありませんので、そういった相談につきましても、こういうような手続をしていただければ申請を受け付けますということで、窓口のほうでは対応しているところでございます。

○委員（野村和人君）

先ほど竹下委員のほうからもありましたように、窓口いろいろところで、なることがあり得るのかなあというふうに思うんですけども、その情報集約については、現在のところはしていないということでよろしいですか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課接種対策グループサブリーダー（大田秋美君）

今回のコロナワクチンにつきましては、接種券のこと等につきましても支所等ではそれぞれ市民生活課等で対応していただいているところなんですけれども、ただそういう副反応の関係につきましては、なかなか支所のほうの市民生活課等での対応は難しいところもありますので、そういう困った、そういう相談につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策課のほうを紹介していただきまして、こちらのほうで、丁寧に対応させていただいております。窓口には直接お越しなれない場合には、こちらからお電話をさせていただいて、お話を伺う等の対応しているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、以上で、陳情第2号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時21分」

「再開 午前11時24分」

△ 議案第7号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び

△ 議案第8号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第7号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第8号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

議案第7号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正及び議案第8号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して説明いたします。本議案は、児童福祉法第34条の16第2項等の規定に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和4年11月30日及び12月28日に、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が、令和4年12月16日にそれぞれ公布されたことに伴い、児童福祉法第34条の8の2第1項及び第34条の16第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事

業等の設備及び運営に関する基準等に従い、又はそれを参酌して定めている霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、子育て支援課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

議案第7号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。議案書は12ページから14ページを、新旧対照表は14ページから15ページを御覧ください。本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、それに従い又はそれを参酌して定めている霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものになります。まず、第6条の2として新たな規定を設けます。令和3年7月に保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、令和4年6月15日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、児童の安全の確保に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われたところです。しかし、令和4年9月にも認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が発生したことを受け、令和5年4月1日から安全に関する事項についての計画の策定が放課後児童健全育成事業所に義務付けられることに伴い、当該計画の策定等に必要な事項を規定しようとするものです。次に、第6条の3として新たな規定を設けます。先の事案を受け、昨年10月に幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む、こどものバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられました。誰が運転・乗車するかにかかわらず、乗降車の際に児童の所在の確認が確実に行われるよう、児童の所在確認と児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは利用者の所在確認が義務付けられることに伴い、必要な事項を規定しようとするものです。次に、第12条の2として新たな規定を設けます。児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査のあり方に関する研究会報告書を踏まえ、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症流行時及び近年多発している風水害等の非常災害の発生時において、放課後児童健全育成事業者が、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に対する必要性が示され、これを作成することが努力義務として定められたことに伴い、必要な事項を規定しようとするものです。次に、第13条第2項の規定を改正します。先述の報告書を踏まえ、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、研修・訓練を実施することが努力義務として定められたことに伴い、必要な改正を行おうとするものです。次に、附則第3条の規定を改正します。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、令和2年4月1日以降、従うべき基準から参酌すべき基準に見直された際に、霧島市においては、当該国基準の附則第2条に規定されたみなし支援員制度が今後も当分の間必要と判断し、国の子ども・子育て支援交付金の算定上でみなし支援員の経過措置が適用される令和5年3月31日まで、当該制度の期間延長を行うものとして、附則第3条を定めてきたところです。このような中、先般、国から示された令和5年度予算に関する資料によると、上記交付金の従前の経過措置終了に伴い、新たなみなし支援員の措置が取られることから、国の新たな措置に合わせる形で、必要な改正をしようとするものです。以上で、議案第7号の説明を終わります。次に、議案第8号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。議案書は15ページから16ページを、新旧対照表は15ページから17ページを御覧ください。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、それに従い又はそれを参酌して定めている霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものになります。まず、第7条の2として新たな規定を設けます。この規定の追加の趣旨は、議案第7号の第6条の2の規定と同じ内容になりますので、

説明は割愛いたします。次に、第7条の3として新たな規定を設けます。この規定の追加の趣旨は、議案第7号の第6条の3の規定と同じ内容になりますので説明は割愛いたしますが、本規定では、園児等の所在確認に加え、園児等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは安全装置の装備も義務付けることになります。次に、第10条の規定を改正します。現行の基準において、保育所等が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされています。このような中、保育所等の設備や職員を活用した、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できるようになったことに伴い、必要な改正を行おうとするものです。次に、第13条の規定を削除します。民法の一部改正に伴い、親権者の懲戒権に関する規定が削除されたことから、児童福祉法第47条第3項に規定する懲戒も削除され、これを引用する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準においても併せて削除されたため、本市条例においてもこれを削除しようとするものです。次に、第14条第2項の規定を改正します。この規定の改定の趣旨は、議案第7号の第13条第2項の改正と同じ内容になりますので、説明は割愛いたします。最後に、第40条の規定の改正については、不要な略称規定を削除しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第7号について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第7号のほうからお聴きしておきたいと思います。特徴的な部分でいきますと、改正前の「必要な措置を講ずる」からいわゆる研修及び訓練などが定められているわけですが、これは、あとの具体的な部分については、施行規則のほうで対応するという理解でよろしいですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

内容につきましては、条例に定めた上で、それぞれの放課後児童クラブについて、計画を作るという形になります。マニュアルにつきましては、国のほうから、口述でありました報告書を基に安全マニュアルの参考例が示されておりますので、それを基に、それぞれの児童クラブのほうで作成することになります。

○委員（前川原正人君）

その作成にあたって、より具体的に、今までは「必要な措置を講ずる」から、ある意味、具体的にになったわけですね。それは安全を担保するという一つの先ほどの口述の中でもありました、事故等が発生したからこそ、具体的にどうあるべきだということになったわけですが、その作成に当たっては、児童クラブ任せになるんですか。行政のほうから、こういう省令等がありますよ。それに基づいて、各児童クラブへの具体的措置というのを求めていくという、そのような理解でよろしいわけですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

児童クラブ等についてのマニュアルの部分なんですけれども、口述のほうにもありましたとおり、児童福祉施設における感染防止対策に関する研究会等々のほうから、感染症対策のマニュアルが示されておまして、同様に、業務継続のガイドラインも示されておりますので、それらのガイドラインを見ながら、それぞれの施設のほうで決めていくという形になります。

○委員（前川原正人君）

それは事業主体というか、それぞれの施設が責任を持って運営するという、一つのちゃんとした理由付けになってるわけですが、その6条の3の中で、幼児の下車に対する対応策になりますが、市内の送迎する車両等の把握。大体どれぐらいあるというように認識をされていらっしゃる

んですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

児童クラブにつきましては、市内の10施設において、バスのほうが27台所有しているというよう
な調査ができております。

○委員（前川原正人君）

これに対する車両に送迎バスです。一般的にいう送迎バス、車両ですが、これに対する乗り降り、
降ろし忘れ、子どもが降りたことを確認をするという、それも、あるいは国土交通省だったり厚生
労働省だったり、チームを組んで、そういう防止策のための器具を付けましょうということで実
証実験もやられてるわけですけど、経費等については、どのような扱いになっていますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

防止ためのブザー装置、こちらについては令和5年度予算のほうで設置する方向で計上いたして
いるところがございます。先ほど27台という数字のほうを説明いたしました、こちらは全体の台
数でありまして、持つてる台数は27台なんですけど、送迎用に使わない車も含まれていますので、
実際、送迎用に使う車としては、20台というふうに確認ができていますところがございます。

○副委員長（山口仁美君）

今回、この法改正等によって安全対策というのに非常に力が入っていくのかなというところであ
るんですけども、以前、業務継続計画等をどうやってたてたらいいのかというような御相談を受
けたことがありまして、実際、この業務継続計画であったりとか、安全に関する事項についての計
画を、今現在で立てていらっしゃるところがどのぐらいあるかという把握をされていますか。

○保健福祉部子育て支援課子ども・子育てグループサブリーダー（松下孝史君）

今委員からお問い合わせの件ですけれども、現在のところ業務計画を立てていらっしゃる児童ク
ラブ数のほうは把握をしておりません。ただ、内容につきまして、大分広範にわたる計画というこ
とで、あまりそれを立てていらっしゃることはないかと思います。先日行いました説明会におきま
して、またそちらにつきましては、国のほうからマニュアル等、例等も提示されているんですけれ
ども、他市の状況なども確認しまして、また、それにつきましては追って、令和5年度、説明のほ
うを行って一緒にこういったマニュアル例などもつくりまして、お示ししたいということでお話を
しております。

○副委員長（山口仁美君）

今多岐にわたるという話もありましたけれども、これ作っていくに当たってどうしても学校と
受け渡しをしたりとか登下校の時間が変わったりとかっていう事情もありまして、なかなかその単
独では立てづらい部分もあります。なので、業務継続計画に関しては努力義務になってる部分であ
るんですけれども、できるだけ立てていただいたほうがいいのかと思います。今までは恐らく、
もう事業者側にお任せの状態、立てているかどうかの確認っていうのは聴かれたことがないとい
うふうに言われておりましたので、今回こういった条例改正をもとに、そういったところも把握を
しながら伴走していただきたいと思うんですが、そのような計画はありますか。

○保健福祉部子育て支援課子ども・子育てグループサブリーダー（松下孝史君）

こちらのほうは努力義務ということなんですが、令和5年度末までに策定をするということでの
経過措置ということになっておりますので、来年度、児童クラブのほうに作成のほういろいろ御相
談を受けながら、一緒に作っていく形になるかとは思っています。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それではないようですので、次に、議案第8号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第8号のほうですけれども、これも先ほど7号と傾向としては同じような方向を向いている

というふうに認識をするんですけれども、これも、第13条の削除のところ、第14条第2項中、必要な措置を講ずるを、防止策としての研修、訓練、定期的実施をするということであるわけですが、これも各施設に委ねると。一つのマニュアルがあって、それに基づいた行政からの指導助言という、そのような取組と申しますか、行政からの要請という理解でよろしいわけですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

議案第8号のほうの対象が、小規模保育事業所、いわゆる家庭的事業等になりますので、同様に、各施設のほうでつくっていただくようになります。内容につきましては、マニュアル等を示しながら、施設のほうでつくっていただく形になります。

○委員（前川原正人君）

一番の問題と申しますか、やはり、これが任意規定なのか。義務規定なのかというところがやはりあるわけです。条例をつくったけれど、施設側が応じなかった場合とかそういうことも想定されるわけです。ですから、従わない場合の施設などに対する指導助言というの、行政のほうからできるという理解でよろしいですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

御指摘のとおり、努力義務という形になりますけれども、小規模保育事業所につきましては、毎年度、運営のほうの監査のほうも行っておりますので、その内容等の中で、策定を促すことは可能であると考えております。

○副委員長（山口仁美君）

第10条の規定の改正についてお伺いしたいんですけれども、その行う保育に支障がない場合に限りというような文章があるわけなんですけれども、ここの部分をもう少し詳しく、どのような状況を支障がない状態と、誰が判断するのかというようなところも、教えていただいでよろしいでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

もともと、今回、小規模保育事業所ですけれども、保育園等については保育士、場所においては乳児室、ほふく室、屋外の遊戯場とか、それぞれ、それぞれの法律において、また、児童福祉法等において、その面積、数が決められておりました。その分について、その人数を確保しながら保育を行うことになっているんですけれども、インクルーシブ保育の関係で、一緒に例えば障がいの関係の施設なんかと一緒にした場合、結局保育をするに当たって、通常の保育業務に影響がない限りは、こちらのほうに手助け、フォローしても構わないですよという形になりますので、あくまでも、通常の保育業務を実施された上で、その上でできる範囲についてという認識と考えております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、以上で、議案第8号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時49分」

「再開 午前11時50分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

今、山口委員の御質問の中で、あくまでも必要な面積や人数が確保されていても駄目だったんですけれどもっていう前提がございしますが、それが確保されている上でってというのは前提の下で、対応できることになりますので、その点御留意ください。

○委員長（久保史睦君）

それではここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時50分」

「再開 午後 1時28分」

△ 陳情第1号 鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書について審査に入ります。本日は陳情者である霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会会員、平田優様、柳田幸代様、穂満めぐみ様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明をいただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。それでは平田様、よろしく願いいたします。

○陳情者（平田優君）

今日はよろしく願いいたします。今日はちょっと情に訴えたいと思います。前回、陳情者の代表の玉江先生はじめ、ドクターが御参加いただいたんですけど、ちょうど水曜日だと思って予定してたら木曜日になってしまって、それでもみんな診察になるもんですから、ちょっと簡単に抜けないということです、その代わり今日現職の子育てをされてる会員の方に御参加いただいておりますので、また生の声なりを是非聴いていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。12月の議会に同じような陳情いたしまして、残念ながら不採択ということになったんですけども、その内容等に関しまして私どもも精査をしまして、ただ、このテーマというのはもうこのままほっとくわけにはいかならないと思うんです。鹿児島県だけが窓口の負担がある。一時的にしろ、そういう制度がずっと続いていると。いうことでやっぱり子どもを安心して医療にかける。そういうためにはやっぱり窓口の無料化というのがどうしても必要だというふうな思いから、今回は、鹿児島県に要望をしてほしいということのみで、陳情いたしました。ですから前回等々のところで、不採択の理由の一つになりました。霧島市の財政的な負担、そのことが心配だというようなことに関しても、全然心配ないような内容で陳情しておりますので、ぜひ採択のほうよろしく願いしたいと思います。趣旨等に関してはもう全く同じで、前回小児科の先生方が一生懸命説明されたように、やはり瞬間的にしろ窓口の負担があるということであるという、中程度の収入のある方でも2割、もっと低い方は3割以上が、やっぱりお金の心配をするというふうに答えてるわけですね。受診をするときに、その不安というのは非常に大きなものだろうというふうに思うんです。それが鹿児島県だけでやってくれと言ってるわけじゃなくて鹿児島県だけがやってないんで、これをぜひやってほしいと思うんです。で、今のところ医療費というのは、市と県との役割分担で言うと、県のあれになると思うんです。ですから、やっぱり県にお願いを一生懸命したいというふうに思いますので、その声を我々の声の代弁を是非応援をお願いしたいと思ましてこのような陳情にしております。なおの陳情の趣旨、最後に例をつけている、こんなイメージでお願いしますという程度のもので、全然、一言一句こだわってるわけでも何もありませんので、こんなもんでいいんだなあぐらいのつもりで見てごらんになっていただいて、ぜひやっぱり子育てしているお母さん方、そういう声を代弁するということにふさわしい内容にいただければもう結構だろうというふうに思いますので。要は、今度の県議会にもちゃんとお願いをしたいというふうに思っています。そのときに、霧島市からもこのような要請があるということをちゃんと伝えて、そのことで一つの要請にしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。

○委員長（久保史睦君）

それではただいま陳情者の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

今日は子育てをされているお母さんのほうも来られてるということで、実際窓口で一時的にせよ、負担するという、この過程で医療を受けておられると思うんですけども、そういった経験から、どういった思いを持たれたことがあるのか、その辺のことをお聴かせ願えればというふうに思います。

○陳情者（柳田幸代君）

柳田です。今日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。私は今、小学生の娘が1人いますけれども、やはり、子どもの医療費無料化ということをお願いしたいのですが、やっぱり、後で償還払いがあるとはいえ、一番窓口でお金を支払わないといけないとなると、特に収入の低い御家庭の方とか、今、手元にお金がない。病院連れてきたけどお金がない。どうしようということですごく病院に連れていくのを躊躇される方もいるというお話をよく伺ったことがあります。大人もそうですけども、病気は予定があつてなるものじゃない。突発的なものですので、子どもの場合は特に急に高い熱が出たとか、けがをしたとか、夜間とか時間外に連れていかないとけない。常にその現金を用意してればいいですけども、私も月末とかになると財布にほとんどお金がないということもありますので、急に連れていかないとけないけど手元にお金がない。そういうこともありますので、窓口へ支払う必要がないとなると、病院に連れていくのも、行きやすくなるというところちょっと語弊があるかもしれないですけども、心配なくすぐこの子どもの病院に連れていくことができるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。

○陳情者（穂満めぐみ君）

穂満です。すみません、一番下の子どもなんですけど、この子もすみません今日は一緒に本当にありがとうございました。私も、子どもを、この子が一番下なんですけど、男の子3人育てています。

○委員長（久保史睦君）

どうぞお座りください。

○陳情者（穂満めぐみ君）

すみません。その子たち全員で5歳、3歳でこの子1歳なんです。保育園にも行って、ほかの子からも病気をもらったりとか、そういうのが本当一番多くて、1人行けば必ず兄弟間で感染するんですよ。そういうので窓口負担してもう一度行っただけでももう診察代とか薬代とかで大体もう二、三千円ぐらい飛んでいっちゃうので、もうそれが3人とかっていうともう1万円近く、もう一気にばーんってなったりとかして、それが結構もう。そしてこの値上げ値上げのとき、すごいやっぱりちょっときついなあっていう時もあったので、後で戻ってくると言えばそこはすごいありがたいんですけども、そのとき、お金が医療費でまた飛んでしまっっていうこととかもやっぱり今までも何回もあつたりしたから、ぜひその窓口無料とかってなればすごくもうありがたいなと思ってますし、実際、私もちょっとお金が、またどうしようかなあ診察っていうこととかもあつたりしたので、すみません、そこはまた御検討していただければありがたいかなと思います。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思います。端的に言って大人の場合は、ある意味、我慢をするんですよ。我慢ができるといったほうがいいんでしょうけど、子どもさんの場合はどうしても、もう親心ですので。私も、私が育てたわけじゃないうちのが育てたんですけど、やはり小さい頃は突発的な熱、予期しない病気、そして今おっしゃったように、保育園・幼稚園にいと、病気をもらっもらってくるというとまた語弊があるんですけど、罹患をしたりとかであつたりという経験があるんですけど、やはり子育て支援という点では、これが全てではないですけど、やはりお金に心配が要らないですぐ駆け込めるといって体制というのは私も必要だと思います。ただ、よく言われるのが、先行投資、子どもは国の宝なので、いわゆる、やはり子育てだけじゃなくてほかの部分にもしなきゃいかんですけど、まずは、ここの部分で、やはり子どもたちが安心して子育てができる。そ

して、親も安心して経済的に支えができるというそういうような形、そういうような気持ちとして受け止めてよろしいわけですね。

○陳情者（平田優君）

そのような趣旨でぜひ御検討いただければと思います。やはり、お金を気にしてやはり病院に行けないというのは親としてもものすごくつらいと思うんですよ。やはりそのような状況を一刻も早くなくすということが大事なんだろうと思うんですね。ましてやよその県はみんなやってるわけですから、先生方もね、前回の時に何で鹿児島県だけですかって逆に質問されたりもしましたよね。だからそのことをやはり変えていくということ、一步一步やはり努力することが我々大事だというふうに思っておりますので、よろしく御検討くださいませ。

○委員（前川原正人君）

もう一点、今日の南日本新聞のコピーをしてきたんですけど、今回、県内窓口負担ゼロにということで、子育て医療4団体が記者会見をされて、私も驚いたんですけど、この県の医師会の池田琢哉会長らが一緒に会見をして、その上で、子どもの命と健康を守るためにも積極的に現物支給を進めてほしいということを発表をされたわけですね。だからそういう点では、県の医師会の会長でさえも、やはり子育て支援は必要だということを受け止めるわけですけど、この記事を見られて、私としては当たり前のことなんですけど、今回、タイミングよく本日の新聞に掲載をされたわけですけど、これをどのように評価をされていらっしゃるんですか。

○陳情者（平田優君）

今日ちょっと御出席いただけてない玉江先生は、恥だと。鹿児島県だけこういう状況というのは、こののを小児科医としておっしゃっていらっしゃいます。多分、医師会の会長も陳情も既にされているんですよ。医師会としても、小児医師会としても、県には陳情されて、それでもなおまず変わらないということに関して、御同行いただいたんだろうというふうに思うんですね。だんだんともう切実なやはり声だというふうに思っています。団体が要請をするというのはあると思うんですけど、市議会、住民代表がちゃんと要請をするということの意味は、これはものすごく大きいものだと私なんか思っています。ぜひそういう市民の声を代弁いただいて、県に要請をいただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○委員（阿多己清君）

添付されている部分で、要望書と例文を示されているんですけども、タイトルを、市議会のほうで採択してもし県のほうに提出するとなれば、意見書というのが通例なんです。そういう部分でそういうところはもう構わないよと、先ほど冒頭ちょっと平田さんが言われましたけれども、その部分を再確認をさせてください。

○陳情者（平田優君）

私も意見書という要望を使おうかと思ったんですけど、地方自治法の規定で、意見書というのは国及びその機関というふうにされてて、県に対しては、意見書を使っていいのかわからなかったんですよ。ですからこのような要望と、よく要望というふうになりますよね。議会から要望があったというような感じで、県のほうには伝えてますので、そういう中身でしておりますので、法律に定められたような要望として意見書と使っていただけるんだったら、それでも本当にありがたいというふうに思っていますので、その辺り全然私なんか詳しくないもんですから、ぜひ議会や事務方のほうで御検討いただいて、文書はもう例えで、議長のお名前勝手に使わせてもらって、非常に恐縮なんですけれども、そんな意味で見ただけであればというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時45分」

「再開 午後 1時46分」

それでは再開をいたします。それではほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、陳情第1号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時46分」

「再開 午後 1時48分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま発言の申出がございましたので、発言を許可いたします。

○保健福祉部長（小倉正実君）

1点ちょっと補足説明をさせていただきます。午前中の陳情第2号、新型コロナウイルスワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書についての質疑におきまして、川窪委員から陳情者が新型コロナウイルスワクチン接種対策課に何回来られたかと、予防接種健康被害救済制度の説明をしたかの質問に対しまして、令和4年1月以降10回ほど来庁されたこと。救済制度の説明はしていない旨、回答しましたが、それについて補足説明をさせていただきます。今まで来庁された際の陳情者の話の主な内容としましては、コロナウイルスは証明されていないということと、ワクチン接種は反対であるということ、マスク着用は意味がないというものが主な内容でありまして、後遺症に関係することにつきましては、週刊誌の発行後と思われましますが、2月16日に来庁された際に、後遺症の責任を市長はとるのかとらないのかと言われた、1回だけでありました。また、その際も、市長としての責任ということでありましたので、予防接種健康被害救済制度については説明しなかったというところでございます。以上で補足説明を終わります。

△ 陳情第1号 鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

それでは、引き続き会議を続けます。次に、陳情第1号、鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

陳情第1号、鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書について、説明いたします。子どもの医療費に係る窓口無料化につきましては、県市長会において、毎年度要望を行っているところであり、本年度の要望事項等について子育て支援課長が御説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時52分」

「再開 午後 1時52分」

○委員長（久保史睦君）

再開します。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

陳情第1号、鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書について、説明いたします。子ども医療費の窓口無償化については、保護者が医療費を一時的に立て替える必要がなくなるため、保護者の負担軽減につながることは承知しています。現在、経済的な理由から受診控えが想定される住民税非課税世帯に属する18歳到達後最初の3月31日までの児童については、

子ども医療給付制度の見直しに取り組み、現物給付方式を用いることで窓口無償化を実現し、子どもの疾病発見や治療が遅延することが無いように努めているところです。また、住民税課税世帯の未就学児については医療費の全額を、小中学生については、月額2,000円を超える分の医療費を助成しており、子育て世帯に対する負担軽減策として一定の役割を果たしているものと考えています。このような中、子ども医療費の全ての対象者に現物給付方式を導入することに当たっては、①県内全ての自治体が、制度内容の差異はあるもの子ども医療費助成事業に取り組んでいること、②自動償還払方式、現物給付方式の取りまとめを担っている鹿児島県国民健康保険団体連合会等の理解を得る必要があることなどを踏まえると、本方式の対象者の拡充については、鹿児島県が一律に取り組むべきものと考えていますので、毎年度鹿児島県市長会を通じて、県に本方式の導入を要望しています。なお、現物給付方式の導入については、国の制度により国民健康保険の国庫負担分の減額調整措置が採られるため、国民健康保険の財政的な課題があり、また、一般会計においてもかなりの財政負担を伴い、医療費の増嵩により各方面への影響が懸念されることから、財政措置についても併せて要望を行っているところです。以上で、陳情第1号についての説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

ただいま、県のほうに本方式の導入を要望しているという御案内をいただいたところです。これは、いつ頃からどのような、何年ほど要望されているのかお聴きします。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

要望の内容については若干差異があるんですが、令和元年度から既に県のほうには要望を行っているような状況でございます。

○委員（野村和人君）

令和元年から引き続き要望されているということによろしかったですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

そのような解釈でよろしいと思います。

○委員（前川原正人君）

本日の南日本新聞は見られたと思うんですが、子ども医療費県内窓口負担ゼロにということで、子育て医療4団体が訴えということで記者会見の様子が発表されてるわけですけど、この中で、この県の医師会の会長も出席をされて、県への要望ということで現物支給にやはりすべきだということで報道があったわけですけども、この報道を受けて行政の立ち位置として、どのような評価をされていますか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

先ほど説明しましたとおり、市としましても、子ども医療費の窓口無償化については、保護者が医療費を一時的に立て替える必要がなくなるため、保護者の負担軽減につながるということふうには考えております。

○委員（前川原正人君）

陳情者の方のお話を聞いたんですが、やはり負担軽減は当然するということが、行政もそうですし、本来であれば、国や県が率先して取り組んでいく、そしてそのことによって、人口増加対策だったり、過疎化にストップがかかっていく。それだけが全てではないんでしょうけれど、やはりそういう一つの方策、方法として、子育て支援というのは大事だという認識で私は考えておりますけれども、それだけが全てではないというのは分かっているつもりです。でも、その一つの方法として子育て支援という点でいけば、お金の心配なく病院に駆け込むことができる、予期しない病気になったときにすぐ駆け込めるといふ、そういう視点では、大切なことだと思うんですけど、やはりそういう認識で、行政のほうもやはり子育て支援のみではなくて、過疎化だったり、ひいては人

口増加対策だったり、またひいてはほかの県の自治体から移住が進んでいくという、そういう期待もあるわけですが、そういうような理解といたしますか、一つだけではないけれども、様々なそういう作用もあるという認識をお持ちなのかどうなのかということを確認しておきたいと思えます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

今、委員がおっしゃられたとおり、子育て支援といいますが本当に広くいろんな施策がございます。その中で、この窓口無償化についても、先ほど言いましたとおり保護者の負担軽減につながるものと考えておりますけれども、やはり、先ほど説明しましたとおり、ほかのいろんな問題等、また、県国等が統一的な制度としてやるべきもの等もありますし、当然、いろんな施策をするに当たってはそれに伴う財源が必要になってきますので、そういうものを含め合わせながら、施策として、市としてどのようなものを主体的に優先的にやっていくかというのを考え合わせる必要もあるというふうに考えております。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

先ほど野村委員の御質問の中に、いつから県に要望してるのかというお話があったんですけども、体制の大きな変更等はあるんですけども、先ほど課長が答弁申し上げたとおりなんですけれども、具体的に乳幼児医療と言われる助成事業の時から考えますと、令和元年の前から、ほかの市も含めて県市長会として鹿児島県のほうに要望しておりますので、申し上げさせていただきます。

○委員（野村和人君）

了解いたしました。こちらのほうで、①のほうに、制度内容の差異はあるもの子ども医療費助成事業に取り組んでいること、県内全ての自治体がということですが、ほかの自治体の情報をお持ちであれば教えていただきたい。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

ほかの自治体につきましては、自己負担額が月額3,000円のところや、霧島市並みに2,000円のところ、また、自己負担なしの自治体もありまして、制度内容につきましては、自治体により、多少の差異があるところです。県内全ての自治体がこの制度につきましては導入しております。

○委員長（久保史睦君）

ただいま、委員外委員より発言の申出がありましたけれども許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○委員外議員（宮田竜二君）

今の償還方式から、窓口無償化、現物給付方式になったときに、国保の財政的な課題があるというか、ここに書いてあるんですけども、具体的に国保税がアップする、上昇するのか。上昇するんだったら、今の国保税が大体幾らぐらいアップするのか教えてください。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時04分」

「再開 午後 2時05分」

○委員長（久保史睦君）

それでは、会議を再開いたします。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

宮田議員のほうからございました質問ですが、国保税が増えるということではなくて、国からの交付金が減額されてくると。この自動償還払いから現物給付に変えることによって、その分の減額措置がとられるという考え方になります。

○委員外議員（宮田竜二君）

ということは、具体的に国保税とか、私たち市民が財政面での負担はないと、影響はないという考えでとらえてよろしいでしょうか。

○保健福祉部長（小倉正実君）

結果としましては、交付金のほうが減額になれば、その中の財源、収入の分がその分だけ減りますので、国保の全体的な運営を考える際には、その減った分を税で賄うか、あるいは全体的に歳入歳出のつりあいをどうするかということを考えていかないといけませんので、仮に、補填分として税を上げる必要があるということになれば、今度は税による市民の皆さんへの負担というのは増えざるを得ない状況にもつながってくると思います。そこは、予算編成の中でどのような取扱いするかということを含めた上で考えていく必要があると考えております。

○委員（阿多己清君）

今日の新聞を見れば2018年度の動きが出てるんですけども、今話題となった国保への交付金ですか、この減額措置がされるということが2018年度では未就学児が撤廃されている状況であるんですが、国のほうが制度改正がされるような動きはないのかどうか、各自治体子育て支援に一生懸命取り組んでいるんですけども、やはり交付金が減ってくれば、それぞれの国保会計とか、苦しくなる状況も見えてますので、ここの国の動きというのが、福祉サイドでは把握されておられませんか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

具体的に国のそういった動きがあるのかという質問ですが、今現在のところはそういった把握はしておりません。ただ、毎年度、県には、鹿児島県市長会を通じて要望を出しております。国に対しては、全国市長会を通して、そういった部分についても、要望を行っているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、陳情第1号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時09分」

「再開 午後 2時10分」

△ 議案処理

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行います。

△ 議案第7号 霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

まず、議案第7号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、全会一致で、原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

△ 議案第8号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

次に、議案第8号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第1号 鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

次に、陳情第1号、鹿児島県へ子どもの医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。採決するか、継続審査をするかこちらのどちらかです。こちらについて御意見をお伺いしております。

○副委員長（山口仁美君）

採決でよろしいと思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、今、山口副委員長から御意見をいただきました。採決することに決定でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは採決することに決定しました。これより、陳情第1号について討論に入ります。討論はありませんか。まず原案に反対の方の発言はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（久保史睦君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第1号、霧島市の子ども医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書に対しまして、賛成の立場で討論に参加いたします。本陳情書は、鹿児島県へ霧島市の子ども医療費に関する在り方を見直し、所得制限を設けず、中学校卒業まで窓口での完全無料（現物給付）を要請してくださいという内容でございます。この陳情書に伴いまして、これまでの厚生労働省の見解も示されていることも明らかでございます。令和2年度に、子ども医療費助成制度の全国都道府県、これが

47自治体の状況を調査いたしております。この時点では、就学前までの子どもを対象としている都道府県が25ありまして、全体の約半数になりますが、義務教育までをカバーしているのは、全国的に10件でございます。現在では助成制度が拡充、充実されている自治体もあることはあることも事実でございます。少子高齢化は霧島市のみの問題ではなく、全国どこでも共通の課題として、人口増加対策としての取組を展開いたしております。これも霧島市の統計資料を見ても、合併いたしました平成17年、2005年の当時の15歳未満の人口は、全人口が12万7,309人中2万255人、パーセンテージにいたしまして15.9%と、令和元年度、これは統計資料のずれがありますので、霧島市が出している資料で申し上げますと、2019年、令和元年になりますが、10月1日現在では、全人口が12万4,367人中、1万7,893人、14.5%が15歳未満という状況でございます。また今回の陳情書に当たりましては、今世界基準でも言われておりますSDGsが叫ばれているわけですが、このSDGsの第1項目の貧困という点ではあらゆる場面、あらゆる形態の貧困を終わらせる。そして、目標の3番目になります保健の部分では、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進するという、これがSDGsの理念でございます。よりまして、本陳情書は鹿児島県への要請でございますので、本委員会といたしましても十分に耐えうる内容となっておりますので、採択をお願いしたいということを申し述べて、私の賛成討論といたします。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論を終わります。採決します。陳情第1号について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。それでは、ただいま採択すべきと決まりました陳情第1号については、会議規則第14条第2項の規定により、3月30日の本会議において、文教厚生常任委員長名で意見書、要望書の提出に関する議案を提出することになります。裏面の意見書、要望書案の内容についてはいかがでしょうか。修正すべき箇所など御意見はございませんか。しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時23分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。御意見等ございませんか。

○委員（川窪幸治君）

今の陳情についてなんですけども、要望書というよりも、議会で議決を求めるものでありますので、意見書という形で提出したほうがいいんじゃないかと思えます。

○委員長（久保史睦君）

今、川窪委員のほうから、意見書として提出してはどうだろうかという御意見をいただきました。そのような方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

皆様の御意見をいただきましたという御意見、1本まとまりましたということで、意見書という形で取りまとめさせていただきたいと思えます。そのほか何か御意見等ございませんか。修正すべきか所なども含めて、字句の調整につきましては、委員長に御一任願いたいと思えますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

提出先については、意見書・要望書（案）では、鹿児島県知事となっておりますが、このとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。本会議での趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。

△ 陳情第2号 新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書

○委員長（久保史睦君）

次に、陳情第2号、新型コロナワクチン接種後、死亡、後遺症の市民へ新型コロナワクチンを推進された霧島市として責任を求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（野村和人君）

陳情者との審査の上で分かったことは、窓口のほうに、令和4年1月から10回程度来られているということでしたが、今回の審査の中で、実質上の要望が、ある程度救済措置のお話に至ったところでしたが、今回の窓口対応の中では、救済措置についての説明はしなかったということでしたが、もう一步、市民の方の意見を踏み込んでお聴きになって、救済措置の説明にいたっていただけたのかなというふうにも思っているところでございます。また、今回、陳情者は、新型コロナワクチンを推進されたというような認識をされておりますが、接種対策課のほうは、接種を勧奨しているとの答弁でございました。ここに差異があったのではないかなというふうにも思います。これから、5月から5類にというような流れ、また今後、接種に対して自己負担のお話も出てくるタイミングの中、このワクチン接種に対しては、改めて自由接種であるというようなスタンスがとれるよう、模索をするべきではないかなというふうにも思います。また、相談窓口も、相談が多様に渡りながらも、相談する場所が分かりづらいという状況もあるようにも感じます。そちらについて、分かりやすい相談窓口を設置することをお願いしたいというふうに思っております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、今回のこの陳情は、もう本当にクエスチョンがたくさんついています。というのが、今、野村委員もおっしゃったように、最初の段階で救済措置などについて説明があれば、また違った内容にもなり得たのかなという気もしている1人でございます。ただ、やはりこういう添付資料なんかを見ても、週刊誌などが一つの判断の材料的な部分も、拭えない部分もあるんですけど、やはり本人さんの考え方も少しは今日の審査、質疑応答を受けて大分変わったんじゃないかなという気もいたします。先ほどありましたとおり、野村委員からもありましたけれど、予防接種法があることすら知らない方という議論にもなりましたけれど、やはりそういうことは知らないということで片づけられない側面もあることも事実です。なので、一旦これはもういきなりもう不採択じゃなくて1回ちょっと様子を見るということで、継続審査でも良いのかなという気がしておりますので、継続審査で様子を見るべきではないのかなという私の認識として、そういう取り計らいがよいのではないかとこのことを申し上げておきたいと思っております。

○委員長（久保史睦君）

今、継続でいいのではないかという意見でございました。ほかに御意見はございませんか。

○委員（川窪幸治君）

前川原委員、野村委員からも出てます、いろんな陳情者の方の不確かな情報というか、因果関係が示されてない中の、こういうワクチン接種後の救済処置の話になってきておりますので、ここは一旦区切りをつけるために、採決をするべきだと私は考えております。

○委員長（久保史睦君）

今、川窪委員より採決をするべきだという御意見をいただきました。ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それでは意見が分かれておりますので、これはもう、それでは採決するか、継続審査とするかを、起立によって決めたいと思います。では、採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者3名、起立多数です。よって、採決することとします。これより、陳情第2号について、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は陳情第2号について反対の立場で討論します。陳情の趣旨は、本市で進めたコロナワクチンの接種後、死亡や後遺症が出た市民に対して、市としての救済措置を求めているものであります。反対の理由として、ワクチン接種は、国の指示のもと、国が定めたワクチンを地方自治体が窓口となって登録された医療機関等において市民に接種しているもので、国が主導的役割を担っていることから、本市に求められているような責任はないと思います。陳情者の情報収集において、ネット等で収集され、疑わしいこともあるとの発言もありました。ワクチンを接種したことにより、健康被害が出た方への救済制度は、関係法律に基づき当初から国において救済制度が設置されており、その制度でも、ワクチン接種後の死亡、後遺症との因果関係ははっきり示されていないところです。そこで、本市独自の救済制度は不要だと考えます。したがって、陳情第2号は賛同できませんので、不採択とするべきであると申し上げ、私の討論を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それでは、討論を終わります。採決します。陳情第2号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者ゼロです。したがって、陳情第2号は、全会一致で不採択とすべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久保史睦君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

○副委員長（山口仁美君）

審査の中でも発言させていただきましたけれども、議案第7号、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての部分で、今回、義務化されたり努力義務化されたりしたものというのが幾つかあります。今まで全くそこはチェックもされていないような状況ですので、ここはしっかり市のほうでもフォローをしていくようにということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それではお諮りいたします。今、山口副委員長から、義務、努力義務化の部分について市のフォローをしっかりとやるようにということで、つけ加えていただきたいと思いますという御意見をいただきました。

委員長報告に付け加えるということに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではお諮りします。委員長報告については、ただいまの御意見を集約して報告することとし、文言については、委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（久保史睦君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時35分」

「再開 午後 2時40分」

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。御意見はございませんか。

○委員（竹下智行君）

産後ケアの体制について、考えていく必要があると思いますので、ぜひ産後ケアについて、この委員会で勉強会というか、そういうふうな形で進めていただければというふうに思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは調査項目につきましては、今御提案をいただきました、本市における産後ケアの事業体制という部分について及び文教厚生常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

△ その他

○委員長（久保史睦君）

次に、その他としてですが、令和5年度の行政視察について、御希望を一覧にしています。視察先はどのように取り計らいいたしましょうか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時41分」

「再開 午後 3時08分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。少し戻りますけれども、先ほどの閉会中の所管事務調査の日程につきましては、4月17日から21日の間を一つの目安として、考えさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。続きましてその他の部分につきましては、行政視察の件ですけれども、先ほど皆様から御意見をいただきました。おおよそ6か所の場所が、希望をまとめることができましたので、ここは相手方の御都合と移動の関係もありますので、一度調整をかけた上で、また改めて御報告をさせていただいていただければということ取りまとめさせていただきたいと思います。そのほか、よろしかったですか。あとよろしかったでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 3時09分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

久保 史睦